



福島医発第 1348 号 (地)

令和 3 年 8 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 51)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日の救急医療管理加算 1 (950 点) の取扱いについて示すものとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の取扱いに関連して、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして、これまでに下記の項目が示されておりますので、併せてご参照くださいますようお願いいたします。

記

- ・ 往診料等に係る「院内トリアージ実施料」(300 点) について
→ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 14)
(令和 2 年 4 月 28 日付け福島医発第 330 号 (地))
- ・ 初再診料に係る「乳幼児感染予防策加算」(100 点) について
→ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 31)
(令和 2 年 12 月 16 日付け福島医発第 2436 号 (地))
- ・ 初再診料等及び在宅患者訪問診療料に係る「医科外来等感染症対策実施加算」(5 点) に
ついて
→ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 35)
(令和 3 年 3 月 1 日付け福島医発第 3036 号 (地))

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

- ・往診料に係る「緊急往診加算」（350 点～850 点）について
→新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 36）
（令和 3 年 3 月 1 日付け福島医発第 3037 号（地））

＜参考＞

今回の取扱いを踏まえ、自宅・宿泊療養中の患者に緊急で往診をした場合の算定例

初診料（288 点）＋医科外来等感染症対策実施加算（5 点）＋往診料（720 点）＋院内
トリアージ実施料（300 点）＋緊急往診加算（325 点）＋救急医療管理加算 1（950 点）

以上

令和 3 年 7 月 3 0 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その51)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日の救急医療管理加算 1 (950 点) の取扱いについて示すものとなっております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の取扱いに関連して、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとしまして、これまでに下記の項目も示されておりますので、あわせてご参照下さいますようお願い致します。

記

- ・ 往診料等に係る「院内トリアージ実施料」 (300 点) について
 - 令和 2 年 4 月 24 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 14)」 (令和 2 年 4 月 27 日 (保 29))
- ・ 初再診料等に係る「乳幼児感染予防策加算」 (100 点) について
 - 令和 2 年 12 月 15 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 31)」 (令和 2 年 12 月 15 日 (保 291))
- ・ 初再診料等、在宅患者訪問診療料に係る「医科外来等感染症対策実施加算」 (5 点) について
 - 令和 3 年 2 月 26 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 35)」 (令和 3 年 2 月 26 日付け (保 359))
- ・ 往診料に係る「緊急往診加算」 (325～850 点) について
 - 令和 3 年 2 月 26 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 36)」 (令和 3 年 2 月 26 日付け (保 360))

(参考) 今回の取扱いを踏まえ、自宅・宿泊療養中の患者に緊急で往診をした場合の算定例

初診料 (288 点) + 医科外来等感染症対策実施加算 (5 点) + 往診料 (720 点) + 院内トリアージ実施料 (300 点) + 緊急往診加算 (325 点) + 救急医療管理加算 1 (950 点)

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 51)

(令 3. 7. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 30 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合において、令和 2 年 4 月 8 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 9）」の 2（1）に示される救急医療管理加算 1（950 点）の算定について、どのように考えれば良いか。

（答）当該加算については、自宅・宿泊療養を行っている者に対しても、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日に算定することができる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 51））の発出日以降適用される。

問 2 問 1 について、救急医療管理加算 1 は往診料又は在宅患者訪問診療料を算定する毎に算定できるのか。

（答）当該加算については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できる。